別表十七の二（三）　記載要領

1　この表は、連結親法人が租税特別措置法第68条の89の３（連結超過利子額の損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「連結超過利子額（前期の(9)又は(15)）」の欄は、調整対象連結事業年度（租税特別措置法第68条の89の３第３項各号に掲げる場合に該当することとなつた連結事業年度及び同条第４項各号に規定する場合に該当することとなつた連結事業年度をいう。以下この号及び次号において同じ。）にあつては「前期の(9)又は」を消し、調整対象連結事業年度以外の連結事業年度にあつては「又は(15)」を消すこと。

3　「連結超過利子額の調整計算」の各欄は、調整対象連結事業年度に該当する場合に記載すること。

別表十七の二（三）　連結超過利子額の損金算入に関する明細書

連結事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

連結調整所得金額（別表十七の二(二)「21」）	1	円	関連者純支払利子等の額（別表十七の二(二)「8」）	3	円
(1) × 50%	2		(2) ＞ (3) の場合 (2)－(3)	4	

連結事業年度	連結超過利子額（前期の(9)又は(15)）	調整対象連結超過利子額に係る当期損金算入額（各連結法人の対象連結事業年度の別表十七の二(三)付表一「26」の合計）	差引 (5)－(6)	当期損金算入額（当該連結事業年度の(7)又は((4)－当該連結事業年度前の(8)の合計額)のうち少ない金額）	翌期繰越額 (7)－(8)
	5	6	7	8	9
・ ・ ・ ・	円	円	円	円	
・ ・ ・ ・					円
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
計					
当期分（別表十七の二(二)「29」）					

連結超過利子当期損金算入額 ((6)の計)＋((8)の計)	10	円

連結超過利子額の調整計算

連結事業年度	調整前の連結超過利子額（前期の(9)）	連結納税の開始に伴うみなし連結超過利子額（別表十七の二(三)付表二「3の計」）	連結超過利子額の調整額 加算額（別表十七の二(三)付表二「6の計」＋「16の計」）	連結超過利子額の調整額 減算額（別表十七の二(三)付表二「17の計」）	連結超過利子額 (11)＋(12)＋(13)－(14)
	11	12	13	14	15
・ ・ ・ ・	円	円	円	円	円
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					
・ ・ ・ ・					

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）